

(別紙)

適用届の提出期限が変更になります！

令和6年12月1日の法改正により、確定給付企業年金(DB)がある事業所の企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、これまでの「27,500円」から「55,000円-各DBの給付水準に基づいて計算された他制度掛金相当額」に変更されます。また、個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額も、「55,000円-(企業型DCの事業主掛金額+各DBの他制度掛金相当額)」(上限2万円)に変更されます。

このことに伴い、iDeCoの拠出限度額を管理するため毎月末の加入者情報等が必要となることから、確定給付企業年金法施行規則が改正され「加入者の資格を取得・喪失したときは、その資格を取得・喪失した日から起算して30日を経過する日又は当該資格を取得・喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日まで」に変更されることとなりました。

◀変更内容▶

令和6年12月1日から、資格取得届と資格喪失届の提出期限が資格取得・喪失した日によって下表のとおり変更になります。

【提出期限】

	資格取得・喪失の月日	提出期限	
従前と同じ部分	資格取得日および資格喪失日から翌月14日までに30日を経過する場合は、従前の30日以内が提出期限となります。	30日以内	
変更部分	資格取得日および資格喪失日から翌月14日において30日を経過しない場合は、翌月14日以内が提出期限となります。	翌月14日以内	
	1、3、5、7、8、10、12月		16日から月末まで
	2月		13日から月末まで (うるう年：14日から月末まで)
	4、6、9、11月	15日から月末まで	

【具体的提出期限】

資格取得・喪失の月日	提出期限	
1月、3月、5月、7月 8月、10月、12月	1日～14日	30日以内
	15日～31日	翌月14日
2月	1日～11日	30日以内
	12日～28日	翌月14日
4月、6月、9月、11月	1日～13日	30日以内
	14日～30日	翌月14日

※提出期限の確認については、別紙「適用届提出期限早見表」をご活用ください。



岡山県病院企業年金基金
〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル5階
TEL:086-223-5945 FAX:086-226-3728